第廿一條　會計係は委員中より互選し本部會計を掌るものとす
第廿二條　會計檢査員は總會に於て代議員中より選出し本部會計を監督審査するものとす
第廿三條　代議員は一支部を以て一選擧區と定め區内の組合員三十名毎に一名を選出し最後の端數二十名に達する時は更に一名を選出する事を得
第廿四條　協議員は各支部に於て代議員四名迄の支部より一名、五名以上の支部より二名を代議員中より互選す
第廿五條　本組合役員の任期は總て一ヶ年とし再選を妨げず

第六章　會計

第廿六條　本組合の經費は本組合員の醵出に依る
第廿七條　本組合の會費を一ヶ月金參拾錢とし入會金を貳拾錢とす
第廿八條　本組合の會計は春秋二回の總會に於て其の期間の決算を發表し總會の承認を經る事を要す
第廿九條　既納の入會金及組合費は一切之を返還せず

第七章　附則

第三十條　本組合に顧問及相談役を置く事を得
第卅一條　本組合支部の規約は本規則に反せざる範圍に於て定め委員會の承認を受くべきものとす
第卅二條　本規則に關する施行細則は別に之れを定む
第卅三條　本規則は總會に於て出席代議員五分ノ三以上の贊成者あるにあらざれば變更する事を得ず

顧問　法學博士　今井嘉幸
顧問　法學士　古市春彦
顧問　法學士　高山義三
顧問　勞働者新聞社長　賀川豐彦
顧問　勞働者新聞編輯部長　久留弘三
相談役　金子忠吉
假事務所　大阪市北區西野田今開町五六四

申込書

氏名	
生年月日	年　月　日生
現住所	
本籍地	
工場職業	紹介者

貴組合ノ綱領ニ贊同シ規則承知ノ上入會申込候也

大正　年　月　日　右申込者

大阪機械勞働組合御中

切取線

大阪機械勞働組合

綱領

我等は相愛扶助の精神の下に一致協力し着實なる方法を以て、我等の地位の改善を圖らん事を期す

一、八時間勞働制に依る生活賃銀の確立
二、夜業禁止及日曜日休業
三、勞働保險制度の確立
四、社會條件の更改

規則

第一章　總則

第一條　本組合を大阪機械勞働組合と稱す
第二條　本組合は日本勞働總同盟に加盟す
第三條　本組合は大阪府管内に於ける機械工業に從事する勞働者を以て組織す
第四條　本組合は本部を大阪市内に支部を府内各所に置く

第二章　目的及事業

第五條　本組合は本組合の綱領に基き本組合の主張の實現を圖るを以て目的とす
第六條　本組合は前條の目的を達せんが爲めに左の事業を行ふ
教育、共濟、職業紹介、法律顧問、勞働爭議の解決

第三章　入會及退會

第七條　本組合員たらんとする者は規定の樣式に從ひ入會金及一ヶ月分以上の組合費を添へ最寄支部に申込むべし
第八條　本組合員にして退會せんとする時は其理由を明記し組合員章及組合徽章を添へ所屬支部に屆け出づべし

第四章　組合員の權利義務

第九條　本組合員は規定の組合費を前納するの義務を有す
第十條　本組合員は本組合の規則及決議を尊重し是を遵守するの義務を有す
第十一條　本組合員は本組合役員たるの權利及義務を有す
第十二條　本組合員は第六條に規定する諸事業の特典に預るの權利を有す
第十三條　本組合員にして本組合の規則及決議に違反し若くは本組合の名譽を汚損したる者は所屬支部の決議に依り除名又は退會を命ず

第五章　機關

第十四條　本組合本部の會議を左の三種とす
一、總會　二、協議會　三、委員會